

木曾岬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年9月5日制定

令和3年1月5日改正

木曾岬町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

木曾岬町での農用地利用の現状は、町全域が海拔ゼロメートル以下の平坦地で、圃場全体の区画整理も完了し、基幹作目である水稻をはじめ施設園芸によるトマト、メロン、なす、観葉植物を中心として耕地利用がなされているが、近年の農産物価格の低迷や後継者不足、高齢化等による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消対策として中間管理事業を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、木曾岬町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産省・地域活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて10年後の2025年（令和5年）を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の割合 (B/A)
設定時 (平成29年8月)	539 ha	0 ha	0 %
現状 (令和2年8月)	(536) ha 536 ha	(0) ha 0 ha	0 %
目標 (令和5年8月)	(533) ha 533 ha	(0) ha 0 ha	0 %

注：()内は指針策定時（平成29年9月）の目標値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 推進委員及び事務局による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林産省経営局長・農村振興局長連名通知）を基本とし、適切な時期に実施する。
- 利用意向調査の結果をふまえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の適正な記録の確保と公表の迅速化に努める。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、農地法第 35 条第 1 項の規定により農地中間管理機構に対して通知を行う。

③ 非農地判断について

- 既に荒廃化し、農地への復元が困難な土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向及び、農地転用制度との整合性を図りながら非農地判断を慎重に検討する。

④ 農地に関する財政支援施策の情報提供について

- 遊休農地の解消に対する補助制度等に関する情報提供を行い、遊休農地の解消に繋げる。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
設定時 (平成 29 年 8 月)	539 ha	276 ha	51.21 %
現 状 (令和 2 年 8 月)	(536) ha 536 ha	(354) ha 309 ha	(66.04) % 57.65 %
目 標 (令和 5 年 8 月)	(533) ha 533 ha	(427) ha 427 ha	(80.11) % 80.11 %

注：() 内は指針策定時（平成 29 年 9 月）の目標値

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定 新規就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
設 定 時 (平成 29 年 8 月)	298 戸 (43 戸)	53 経営体	1 経営体	14 戸	0 団体
現 状 (令和 2 年 8 月)	298 戸 (43 戸)	56 経営体	0 経営体	14 戸	0 団体
目 標 (令和 5 年 8 月)	298 戸 (44 戸)	57 経営体	1 経営体	14 戸	0 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、「人・農地プラン」の作成や見直し等に係る木曾岬町人・農地プラン検討委員会に積極的に参加し、地域の実情を踏まえた意見を述べるものとする。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、木曾岬町、三重北農業協同組合、農地中間管理機構等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 担い手の意向をふまえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を促進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て三重県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者 (法人) (新規参入者取得面積)
設 定 時 (平成 29 年 8 月)	0 経営体 (0.0 ha)	1 法人 (0.2 ha)
現 状 (令和 2 年 8 月)	(1 経営体 (0.2 ha)) 0 経営体 (0.0 ha)	(1 経営体 (0.2 ha)) 0 経営体 (0.0 ha)
目 標 (令和 5 年 8 月)	(1 経営体 (0.2 ha)) 1 経営体 (0.2 ha)	(1 経営体 (0.2 ha)) 1 経営体 (0.2 ha)

注：() 内は指針策定時 (平成 29 年 9 月) の目標値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 三重県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

- 企業も地域の担い手になり得る存在であることから農地中間管理機構を利用した、企業参入の推進に努める。

③ 農業委員会によるフォローアップ活動について

- 農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。
- 農業委員会は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、営農指導等後見人的な役割を担う。